

広島県告示第八百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により指定した次の指定確認検査機関について、建築基準法に基づく指定資格検定期間等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十二条第三項の規定によって、指定を取り消した。

平成二十一年十月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定を取り消した年月日及び番号

平成二十一年八月十一日 指令建築第二十六号

二 指定を取り消した指定確認検査機関の名称及び住所

有限会社広島県東部建築確認センター

福山市南手城町一丁目一二番六号